

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存の風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 希少猛禽類及び渡り鳥の調査について、対象事業実施区域の北東側に調査地点が設定されておらず、希少猛禽類の生息状況や渡り鳥の渡りの状況を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の北東側にも調査地点を追加すること。
- 4 植物相の調査について、カヤツリグサ科の正確な種の同定が可能となる結実期と早春の植物の地上部出現時期は必ずしも一致しないことから、地元の複数の専門家から意見を聴取した上で、適切な調査時期を設定すること。